

長岡市は 住宅リフォームを 応援します！

安心・安全・快適な住まいづくりへ

補助金
総額

5千万円

一般住宅 リフォーム



補助対象工事費の1/5



上限

5万円

補助対象者

- 市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- リフォーム後、市内に住所を移し居住する住宅の所有者

補助対象住宅

- 専用住宅、併用住宅(1/2以上住居部分となっているもの)、分譲マンションの専有部分
- 建築後10年を超えた住宅

補助対象工事

- バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化に配慮した住宅リフォーム工事



空き家活用 リフォーム



補助対象工事費の1/2

上限

50万円

市外から移住し、10年以上住むことが約束出来る方で平成12年6月1日以降建築の空き家をリフォームする方

補助対象工事費の2/3

上限

100万円



補助対象者

- 空き家を賃貸する所有者
- 空き家を賃借又は購入し、居住する者
- ※入居世帯は、「市外からの移住」、「高齢者」、「子育て」、「障がい者」、「若者」世帯に限る

補助対象住宅

- 補助申請時に空き家である専用住宅、併用住宅(1/2以上住居部分となっているもの)、分譲マンションの専有部分
- 建築後10年を超えた住宅

補助対象工事

- 空き家に住むために必要な住宅リフォーム工事全般

※施工業者は、市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主に限ります。

※過去に「住宅リフォーム支援事業補助金」「空き家活用リフォーム支援事業補助金」を受けたことがある方及び住宅は対象外ですので申請はできません。

★申請される際は、必ずパンフレットで補助対象工事内容や添付書類等を確認してください。

★パンフレットは、住宅施設課、各支所産業建設課(栃尾支所は建設課)、アオーレ長岡、さいわいプラザ、東及び西サービスセンター、市民センターに配置、ホームページに掲載しています。

申請受付
期 間

令和2年 **4月23日(木)~4月30日(木)** 9:30~16:30
※土・日・祝日は除く

*申請額が予算を超えた場合は抽選になります。*申請額が予算の範囲内の場合には期間後は先着順で受付します。

申請受付
場 所

まちなかキャンパス長岡5階 及び **各支所産業建設課**
◆交流ルーム(4月23・24日) (栃尾支所は建設課)
◆501会議室(4月27・28・30日)

お問い合わせ先

長岡市都市整備部住宅施設課又は各支所産業建設課
(栃尾支所は建設課)

電話:0258-39-2265

長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

目的

市内建築関連業者の振興による地域経済の活性化と市内にお住まいの方の住環境の向上及び既存住宅の継続的な利用と居住の促進を図るため、自己の居住する住宅を市内の施工業者によりリフォームを行う場合、その経費の一部を補助するものです。

申請受付期間

当初受付 ◇申請額が予算を超えた場合は抽選になります。

【受付期間】 令和2年4月23日(木)～令和2年4月30日(木) ※土日祝を除く

【受付時間】 9:30～16:30

【受付場所】 まちなかキャンパス長岡 5階
交流ルーム(4月23・24日)
501会議室(4月27・28・30日)
及び各支所産業建設課(栃尾支所は建設課)

【予算額】 3,900万円

延長受付 ◇当初受付で予算額に達しない場合は、予算の範囲内で先着順で受け付けます。

【受付期間】 令和2年11月30日(月)まで ※土日祝を除く

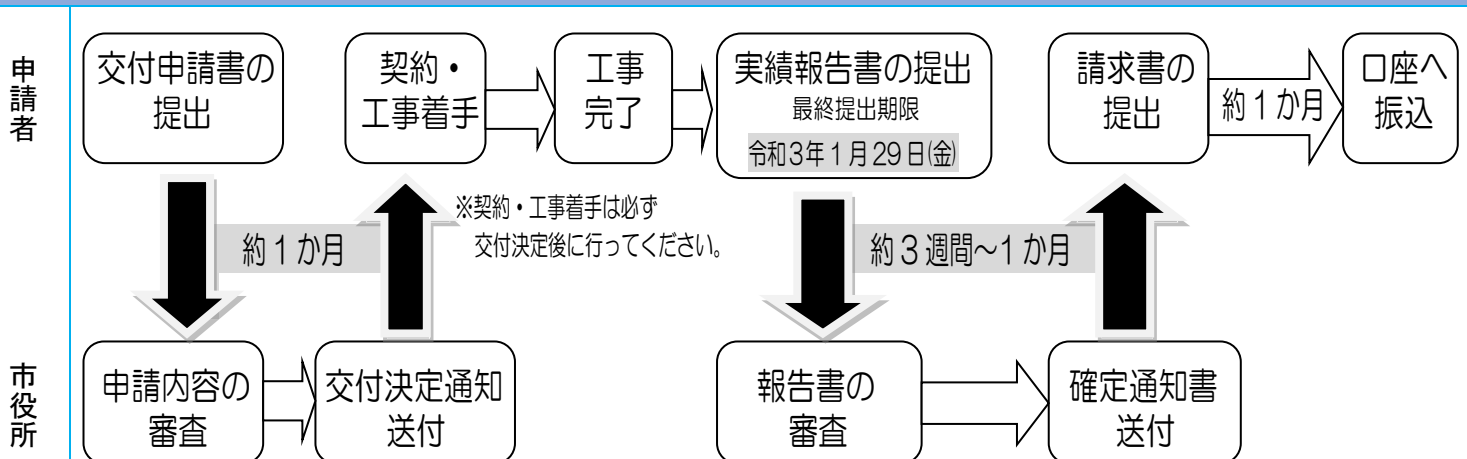
【受付時間】 9:30～16:30

【受付場所】 住宅施設課
及び各支所産業建設課(栃尾支所は建設課)

※予算残額はホームページ又は住宅政策係へご確認ください。

★過去に住宅リフォーム支援事業補助金、空き家活用リフォーム補助金を受けたことがある方及び住宅は対象外
★補助金交付決定前に契約・工事着手したものは対象外

手続きの流れ



※対象事業の完了後、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

○住居部分を改修したい場合(一般住宅改修)

○併用住宅の店舗部分を改修したい場合(併用住宅の店舗部分改修)

補助の概要

1. 補助対象者(申請者)

- ・市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- ・リフォーム後、市内に住所を移し居住する住宅の所有者
- ・住宅の所有者との関係が配偶者又は親子である住宅の居住者(居住予定者)

※上記のいずれかに該当し、地方税を滞納していない者

2. 補助対象住宅

- ・建築後10年を超えた住宅
(平成21年12月31日以前に建築されたもの)
- ・専用住宅、併用住宅※1(1/2以上が住居部分となっているもの)、分譲マンションの専有部分であること
- ・併用住宅の店舗部分改修の場合は、補助対象者が事業※2を営んでいる又は営む予定※3の併用住宅であること

3. 施工業者の条件

- ・市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4. 補助対象工事

- ・バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化に配慮した4～6ページに記載のある住宅リフォーム工事
- ・補助対象工事費が10万円以上(消費税込)の住宅リフォーム工事

※その他の補助金を利用する部分は対象外

○その他の補助金の主なもの(例)と問合わせ先

その他の補助金	問合せ先
介護保険・住宅改修	介護保険課
障害者・住宅改修	福祉課
省エネルギー設備等設置補助制度	環境政策課
木造住宅耐震改修工事費助成	都市開発課
克雪すまいづくり支援事業	住宅施設課

※同じ工事場所で二つ以上の補助金を併用することはできません。

5. 補助金額

補助対象工事費の $1/5$ 上限 5万円

※1 併用住宅とは住居部分と店舗部分が一体となっている建物(住居部分と店舗部分は同一所有者であることが必要)

※2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第2条第5項に規定する事業は対象外(ただし、第2条第1項については、補助金申請以前から相当期間事業を営んでいる場合を除く)

※3 事業を営む者は補助対象者のほか、配偶者又は二親等以内の親族(同居、別居不問)でもよい

提出書類

「交付申請時」に必要な書類

1. 交付申請書兼同意書

- 申請者の氏名欄は自署及び押印する
- 申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要（捨印の押印があれば訂正印は不要です）
- 裏面「本人同意事項及び不承認事由」を確認し署名

2. 見積書の写し

- 代表者名の記載と業者印を押印されたもの
- 宛名が申請者であるもの
- 補助対象工事の内容が明細で確認できるもの
- 住居部分・店舗部分ともに申請する場合はそれぞれの部分を分けて作成したもの
- 住宅リフォーム支援事業と同時に国、県の補助金や市のその他の補助金を利用する場合は、見積書に各補助金の利用部分を明示

3. 図面（手書き可、工事箇所を着色で明示）

- 住宅内部の工事：当該工事階の平面図（階数記入）
増改築・間取りの変更の場合は改修前後の図面
- 外壁工事：4面全ての立面図又は住宅各階の平面図
- 屋根工事：4面全ての立面図又は住宅全体の屋根伏図
- 下水道への接続工事の場合は配置図のみで可
- 併用住宅の場合は全ての工事において住宅各階の平面図も必要（住居部分が1/2以上あるか確認）

★4～6ページの添付書類欄に「※1」とある工事の場合に追加で必要となる書類

- 製品カタログの写し
・使用する材料の製品名と性能又は効果が確認できるもの

★併用住宅の店舗部分改修の場合に追加で必要となる書類

- 事業を営んでいることを証明する書類（すでに事業を営んでいる場合のみ）
 - ・個人事業主：青色（白色）申告書の写し
 - ・法人：法人確定申告書の写し又は登記事項証明書
- 住民票又は戸籍抄本（申請者と事業を営む者が異なる場合のみ）
申請者との関係が配偶者又は二親等以内の親族であることが確認できる書類が必要

【ご注意】

施工前写真は実績報告時に一括提出となりますので、工事に着手する前に忘れずに撮影してください。

「実績報告時」に必要な書類

1. 実績報告書（提出期限 令和3年1月29日（金））

- 申請者の氏名欄は自署及び押印する
- 工事期間は実際に工事を行った期間を記入
- 申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要（捨印の押印があれば訂正印は不要です）

2. 請負契約書（又は請書）の写し

- 工事場所、工事期間、請負金額、契約日の記載のあるもの
- 申請時の申請者と業者の契約であること

3. 領収書の写し

- 施工業者が発行し、業者印の押されたもの
- 宛名が申請者であるもの（宛名は姓・名ともに記載）

4. 写真

- 施工箇所全てが確認できる**施工前**・施工中・完了後の写真（施工前・施工中・完了後それぞれが比較できるように撮影したもの）
- 屋根の改修の場合は**施工前**・施工中・完了後ともに**施工箇所全てを屋根上で撮影した写真**
- 製品カタログを添付した工事内容（4～6ページの※1）の場合は、**実際に使用した材料の写真（製品名の確認できるもの）**又は納入場所と製品名が確認できる納品書等
※別紙「一般住宅リフォーム補助金Q&A」7ページの材料写真例を参照
- 施工前後で寸法が変わる工事内容（4～6ページの※2）の場合は、メジャーテープ等を用いた計測値が確認できる**施工前**・完了後の写真
- 各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する

★交付申請時から工事金額が変更になった場合に追加で必要となる書類

- 見積書の写し
・変更した工事の内容が明細で確認できるもの
- ・作成日の記載があり、業者印の押印されたもの
- ・工事内容が確認できる明細の付いた請求書でも可
- ・値引きによる金額変更のみの場合は不要

★転入・転居予定の場合に追加で必要となる書類

- 住民票
・マイナンバーの記載がなく、実績報告時以前3か月以内に発行されたもの
- ・転入又は転居後の住民票

添付書類については、別紙「一般住宅リフォーム補助金Q&A」5ページのQ24を参照してください。

補助対象工事

バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化に配慮した以下に記載する工事が対象

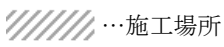
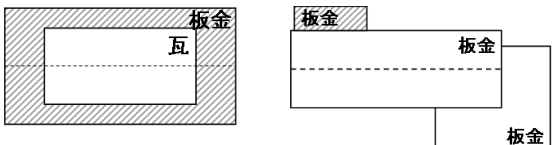
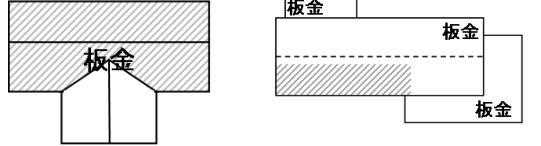
工事内容ごとに必要な添付書類

※1…交付申請時に、製品カタログ等の製品名と性能又は効果が確認できる部分の写しが必要です。

実績報告時に、実際に使用した材料の写真（製品名の確認できるもの）が必要です。

※2…実績報告時に、施工前と完了後のメジャーテープ等を用いた計測値が確認できる写真が必要です。

工事内容		仕様等	添付書類
①浴室の改修	ユニットバスへの取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> 既存のユニットバスの取替え工事も対象 ユニットバスの取替え工事に併せて給湯器の取替えが必要になる場合のみ給湯器も対象（給湯器の取替えのみは対象外） 	
	その他バリアフリー工事	滑りにくい床材への改修、レバーハンドル、ワンプッシュ式水栓への取替え工事等が対象	
		またぎ高さの低い浴槽への取替え工事も対象	※2
②便所の改修	洋式便器への取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> 既存の洋式便器の取替え工事も対象 便器の取替えに伴い手洗い器を設置する場合は手洗い器も対象（手洗い器の取替えのみは対象外） 	
③洗面所の改修	洗面台の取替え工事	レバーハンドル式水栓、ワンプッシュ式水栓の洗面台又は水栓への取替え工事が対象	
④台所の改修	システムキッチンの設置・取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ガス台など一部のみの取替え工事は対象外 レンジフードの取替えはシステムキッチンの設置と併せて行うもののみ対象 	
	既存システムキッチンのIHクッキングヒーター（ビルトインタイプ）への取替え工事		
⑤内装の改修	畳の入替え、表替え工事		
	壁・床・天井の張替え、塗装、建具の入替え工事	<ul style="list-style-type: none"> 「F☆☆☆☆」材や国土交通省告示対象建築材料以外（天然材等）での工事が対象 建具の襖や障子の張替えは、内装の改修を実施する箇所に限り対象 断熱材の入替え、新規設置は床等の張替えと併せて行うものが対象 	
⑥造り付け家具・家具固定改修	造り付け家具の造作工事		
⑦廊下の改修	廊下の幅が広がる工事		※2
⑧階段の改修	階段の勾配が小さくなる工事		※2
⑨手すりの設置	手すりを設置する工事	安全柵を設置する工事も対象	
⑩段差の解消	廊下と居室、居室間及び玄関の段差を小さくする工事		※2
	段差解消機、階段昇降機又はホームエレベーターの設置工事		

工事内容	仕様等	添付書類
⑪窓の改修	ペアガラス又は二重サッシ（内付けサッシの取付けを含む）への取替え工事	※1
	アタッチメント付き複層ガラスへの取替え工事	窓の改修箇所に関し、網戸の設置及び改修も対象
	網入りガラス窓や強化ガラス窓への取替え工事	※1
⑫出入口の改修	引き戸、吊り戸、折り戸、シングルレバー、バー引き手への取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存が左記に該当する戸からの改修も対象 ・出入口の改修箇所に関し、網戸の設置及び改修も対象
	改修後の出入口の幅が大きくなる工事	※2
	断熱扉への取替え工事	扉の改修箇所に関し、網戸の設置及び改修も対象
⑬屋根の改修	遮熱、断熱、高耐久、高耐候、耐食性能のある屋根材への葺替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・連続して繋がっている本屋又は下屋ごとに全面改修を行うものが対象 ・連続して繋がっている屋根の材質に違いがある場合は、同一材質の連続する部分を全て改修すれば対象
	遮熱、断熱、高耐久、高耐候、耐食性能のある塗料による塗替工事	<ul style="list-style-type: none"> ・連続する面で塗装と葺替えを合わせて全面改修する場合も対象 ・断熱材の入替え、新規設置は屋根の葺替えと併せて行うものが対象
	耐震、耐風瓦への葺替え工事（施工方法も含む）	<p>【屋根工事の補助対象となる範囲】</p> 
	陸屋根防水シートの張替え又は塗装工事	<p>●補助対象となる例</p> 
	不燃材料の軒裏材への張替え工事	<p>●補助対象とならない例</p> 
⑭外壁の改修	遮熱、断熱、防火、高耐久、高耐候、耐食性能のある外壁材での張替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・棟単位で1/2以上を施工する場合が対象 ・断熱材の入替え、新規設置は外壁の張替えと併せて行うものが対象
	遮熱、断熱、高耐久、高耐候、耐食性能のある塗料材での塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の外壁材の上に重ね張りする工事も対象 ・外壁の張替え(塗装)と併せてシャッターを塗装する場合はシャッターの塗装費も対象
⑮雨樋等の改修	雨樋の取替え・塗装工事	一部修繕するような工事は対象外

工事内容		仕様等	添付書類
⑯耐震改修	外壁や内壁の改修に合わせて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強工事	住宅全体の耐震バランスを考慮して実施 建物全体の耐震補強工事は当市都市開発課の「木造住宅耐震改修工事費助成事業」を活用すること	
⑰躯体の補強	基礎、土台、柱、梁等の補強工事	住宅の構造部分の補強工事が対象	
⑱雪処理対策工事	屋根に雪止めを設置する工事	雪止めアングルや雪止めネットの設置工事等が対象	
	雪囲い・風除室の設置工事	風除室は新規での設置又は全体の取替えのみ対象	
	屋根融雪装置の設置工事		※1
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替え又は塗装工事		※1
	屋根に雪庇や吹き溜り等ができないようにする工事		
	雪下ろし時の転落防止金具を設置する工事	通年固定するものが対象	※1
⑲給排水設備等の水廻りの改修	給排水・ガス管等の改修		
	下水道への接続工事		
⑳電気配線等の改修	電気配線、コンセントの取替え工事	壁に埋め込まれ一体となっているものが対象	
㉑増改減築、間取りの変更	居室等の増築、間取りの変更等工事	壁及び天井と一体となって整備される可動式の間仕切り等を設置する工事も対象	
	居室の減築工事	住宅全体を除却するものは除く	
店舗部分の改修のみ申請可能			
㉒空調設備の改修	エアコンの設置	天井埋め込み型のエアコンのみ対象	

補助対象とならない工事の例

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・カーテン、ブラインド等の設置のみのもの ・家具・家電製品等の購入や設置 ・外構工事 ・シロアリ駆除 | <ul style="list-style-type: none"> ・車庫・物置・カーポートの設置、改修工事 ・非居住用家屋（車庫・納屋等）を居住用に改修する工事 ・壁面の緑化、生垣造成工事等の環境緑化工事 |
|---|---|

注意事項

施工業者について

施工業者の変更は原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、住宅施設課までご相談ください

建設業等を営んでいる者（代表者）が所有し居住している住宅を、自身が営んでいる会社で改修する場合は、補助対象となりません。

補助対象工事費について

交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額になった場合は、補助金額も減額となる場合があります。工事費が増額となった場合は、補助金額の増額はできません。

手続きについて

申請書類の郵送での提出は受け付けられません。交付申請時及び実績報告時ともに住宅施設課又はお近くの支所産業建設課（栃尾支所は建設課）にお持ちください。

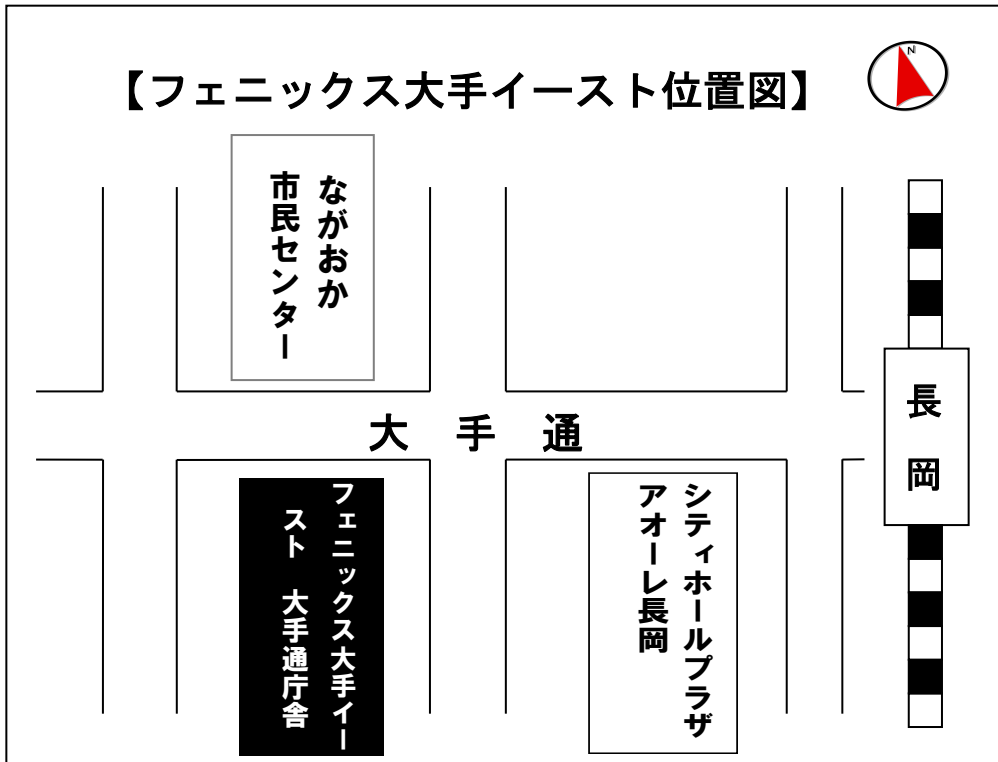
施工前・施工中・完了後の写真は、実績報告時に一括提出となります。写真の不足や不明瞭等で施工したことが確認できない場合、補助金が受けられない場合があります。

交付決定後にやむを得ず事業を中止する場合は、中止届出書の提出が必要となります。申請の際は工事内容をよく確認のうえ、事業を中止することがないようにしてください。

※その他、ご不明な点等は問い合わせをいただくか、別紙「一般住宅リフォームQ&A」で問い合わせが多い事例をまとめましたので、ご確認ください。

問い合わせ先

本庁	長岡市 都市整備部 住宅施設課 住宅政策係 所在地：長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト5階【次ページ位置図を参照】 TEL：0258-39-2265 FAX：0258-39-2293 E-mail：jutaku-shisetsu@city.nagaoka.lg.jp					
	中之島支所	産業建設課	TEL 0258-61-2012	和島支所	産業建設課	TEL 0258-74-3114
支所	越路支所	産業建設課	TEL 0258-92-5904	寺泊支所	産業建設課	TEL 0258-75-3105
	三島支所	産業建設課	TEL 0258-42-2249	栃尾支所	建設課	TEL 0258-52-5825
	山古志支所	産業建設課	TEL 0258-59-2344	与板支所	産業建設課	TEL 0258-72-3201
	小国支所	産業建設課	TEL 0258-95-5906	川口支所	産業建設課	TEL 0258-89-3113



※受付場所となる「まちなかキャンパス長岡」も同じ建物内の5階になります。
 ※車でご来場の際は長岡市役所提携駐車場をご利用ください。

令和2年度

長岡市空き家活用リフォーム補助金のお知らせ

目的

増加する空き家の有効活用の促進とU・Iターン者等のスムーズな移住・定住の誘導を図るため、住宅及び店舗等併用住宅として空き家のリフォームにかかる費用の一部を補助するものです。

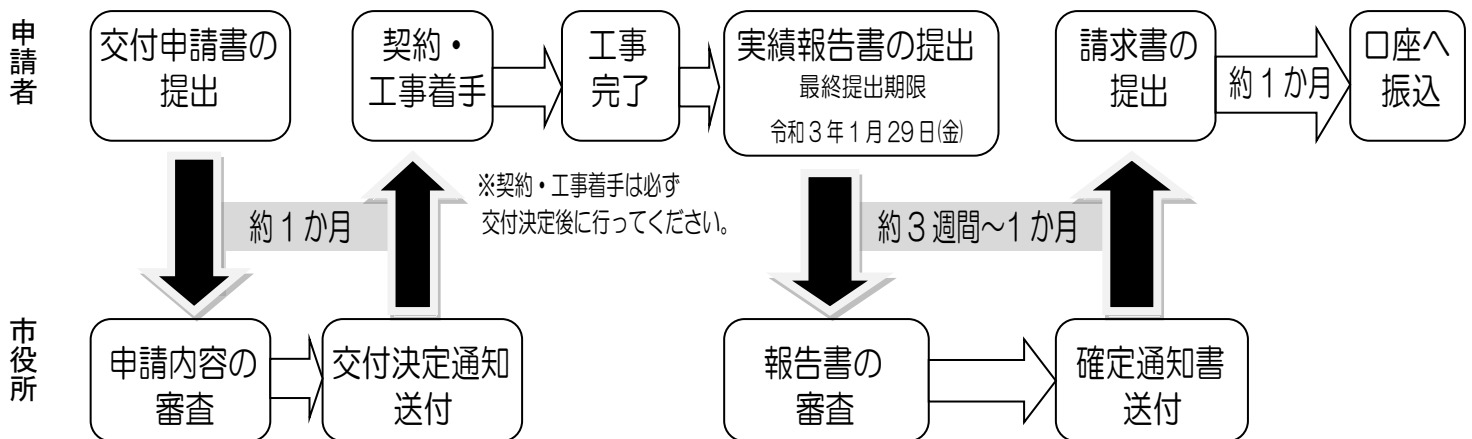
申請受付期間

- 当初受付** ◇申請額が予算を超えた場合は抽選になります。
- 【受付期間】 令和2年4月23日(木)～令和2年4月30日(木) ※土日祝を除く
- 【受付時間】 9:30～16:30
- 【受付場所】 まちなかキャンパス長岡 5階
交流ルーム(4月23・24日)
501会議室(4月27・28・30日)
及び各支所産業建設課(栃尾支所は建設課)
- 【予算額】 1,100万円

- 延長受付** ◇当初受付で予算額に達しない場合は、予算の範囲内で先着順で受付けます。
- 【受付期間】 令和2年11月30日(月)まで ※土日祝を除く
- 【受付時間】 9:30～16:30
- 【受付場所】 住宅施設課
及び各支所産業建設課(栃尾支所は建設課)
- ※予算残額はホームページ又は住宅政策係へご確認ください。

- ★過去に住宅リフォーム支援事業補助金、空き家活用リフォーム補助金を受けたことがある方及び空き家は対象外
- ★補助金交付決定前にリフォーム工事の契約・工事着手したものは対象外

手続きの流れ



※対象事業の完了後、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

空き家を居住するために改修したい（空き家再生タイプ）

※店舗等併用住宅の店舗部分の改修も対象

補助の概要

1. 補助対象者（申請者）

補助金タイプ A	補助金タイプ B
<p>以下の条件すべてに該当すること</p> <p>① 空き家を賃貸する所有者又は空き家を賃借もしくは購入する者</p> <p>② 入居世帯が次のア～オのいずれかに該当すること</p> <p>ア. 市外からの移住世帯</p> <p>イ. 高齢者世帯（申請時に65歳以上の者がいる世帯）</p> <p>ウ. 障がい者世帯（申請時に身体障害者手帳1～4級、又は療育手帳Aの交付を受けている者がいる世帯）</p> <p>エ. 子育て世帯（申請時に中学生以下の子どもがいる世帯）</p> <p>オ. 若者世帯（申請時に満40歳未満の者の単身世帯又はいずれかが満40歳未満の者である夫婦のみの世帯）</p> <p>③ 令和2年3月4日以降に賃貸借または売買契約すること</p> <p>④ ②のアの世帯は令和2年3月4日から令和3年1月29日までに転入し、入居すること。②のイ～オの世帯は交付決定日から令和3年1月29日までに転居し、入居すること。</p> <p>⑤ 2年以上居住すること</p> <p>⑥ 地方税を滞納していないこと</p>	<p>以下の条件すべてに該当すること</p> <p>① 空き家を賃貸する所有者又は空き家を賃借もしくは購入する者</p> <p>② 市外からの移住世帯</p> <p>③ 交付決定日以降に賃貸借または売買契約すること</p> <p>④ 交付決定日から令和3年1月29日までに転入し、入居すること。</p> <p>⑤ 10年以上居住すること</p> <p>⑥ 地方税を滞納していないこと</p>

2. 補助対象空き家

以下の全てに該当している空き家が対象

- ・補助申請時において、空き家であること（おおむね1か月以上）
- ・専用住宅、分譲マンションの専有部分又は併用住宅（1/2以上が住居部分となっていること）であること
- ・平成21年12月31日以前に建築された空き家 補助金タイプ A
- ・平成12年6月1日から平成21年12月31日までに建築された空き家 補助金タイプ B
- ・個人所有の空き家であること（但し、売買の場合は法人又は不動産業者所有でも対象）
- ・本制度によるリフォームに関して、建物の所有者及びその他の権利を有している者の承諾が得られていること

◆空き家を改修して事業を行う場合…

- ・空き家を改修し事業を営む場合は、改修後の住居部分が住宅の1/2以上であることが必要
- ・事業を営む者は空き家に居住する本人または二親等以内の親族であること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第2条第5項に規定する事業は対象外

3. 施工業者の条件

- ・市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4. 補助対象工事

- ・補助対象工事費が20万円以上（消費税込）の空き家リフォーム工事全般
- ※店舗部分に係る空き家リフォーム工事も対象
- ※設計に要する経費、家電製品・家具等の購入や設置及び外構工事は除く
- ・他の補助金等を利用する部分は除く（他の補助金等については5ページ「その他の補助金」参照）

5. 補助金額

補助金タイプ A 補助対象工事費の1/2、上限50万円 / 補助金タイプ B 補助対象工事費の2/3、上限100万円

空き家を賃借（又は購入）して地域交流活動の拠点等に改修したい(公益的活用タイプ)

補助の概要

※ 申請される際は必ず事前に住宅施設課にご相談ください。

1. 補助対象者

- 空き家をNPO等*1に賃貸する所有者
- 空き家を賃借又は購入する契約をし、交付決定以降に公益的に活用するNPO等*1

※令和2年3月4日以降の賃貸借又は売買契約が対象

※交付決定日から翌年1月29日(実績報告提出締切日)までに活用を開始し、原則として2年以上、申請の目的に沿った活用を継続すること

*1 NPO等とは…

特定非営利活動法人、公益社団法人、社会福祉法人、町内会(認可地縁団体)その他公共的な活動を営む法人格を有する団体であって、市長が適当と認める団体

左記のどちらかに該当し、次のいずれかの用途で活用すること

1 地域交流活動の拠点(地域の茶の間)
(例:高齢者の居場所、多世代交流の場、子育て世代の情報交換の場、町内公民館 等)

2 その他公益的活動で、市長が認めるもの

2. 補助対象空き家

以下の全てに該当している空き家が対象

- ・補助申請時において、空き家であること(おおむね1か月以上)
- ・専用住宅、分譲マンションの専有部分又は併用住宅(1/2以上が住居部分となっていること)であること
- ・建築後10年を超えたもの(平成21年12月31日以前に建築されたもの)
- ・個人所有の空き家であること(但し、売買の場合は法人又は不動産業者所有でも対象)
- ・本制度によるリフォームに関して、建物の所有者及びその他の権利を有している者の承諾が得られていること

3. 施工業者の条件

- ・市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4. 補助対象工事

- ・補助対象工事費が20万円以上(消費税込)の空き家リフォーム工事全般(設計に要する経費、家電製品、家具等の購入や設置及び外構工事は除く)
- ・他の補助金等を利用する部分は除く

5. 補助金額

- ・補助対象工事費の1/2、上限50万円

提出書類

「交付申請時」に必要な書類

1. 交付申請書兼同意書

- 申請者の氏名欄は自署及び押印する
- 申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要（捨印の押印があれば訂正印は不要です）
- 裏面「本人同意事項及び不承認事由」を確認し署名

2. 売買又は賃貸借契約書等の写し

- 空き家を賃借又は購入し、当該空き家に居住又は利用予定であることが証明できる書類が必要
- 交付申請時に売買契約が未了の場合は、売買（賃貸借）契約締結同意書が必要
- 補助金タイプBの場合は売買（賃貸借）契約締結同意書を提出

3. 見積書の写し（代表者名の記載と業者印を押印したもの）

- 宛名が申請者であるもの
- 工事の内容が明細でわかるもの
- 事業を営む場合において店舗となる部分と住居となる部分とともに改修する場合はそれぞれの部分を分けて作成

4. 図面（手書きのものでも可）

- 住宅内部の工事：当該工事階の平面図（階数記入）
増改築・間取りの変更の場合は
改修前後の図面も必要
- 外壁工事：4面全ての立面図又は住宅各階の平面図
- 屋根工事：4面全ての立面図又は住宅全体の屋根伏図
- 併用住宅及び事業を営む場合は、住宅各階の平面図も必要（住居部分が1/2以上あるか確認のため）

★次に該当する場合は追加書類が必要

- ア. 申請者が賃借人の場合
- 所有者等承諾書

イ. 補助金タイプBの場合

- 誓約書
- 登記事項証明書

ウ. 公益的活用タイプの場合

- 空き家の位置図
- 事業計画書（様式や記載内容については事前に相談）
- 定款等及び役員名簿の写し

【ご注意】

施工前写真は実績報告時に一括提出となりますので、工事に着手する前に忘れずに撮影してください。

「実績報告時」に必要な書類

1. 実績報告書（提出期限 令和3年1月29日(金)）

- 申請者の氏名欄は自署及び押印する
- 申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要（捨印の押印があれば訂正印は不要です）

2. 請負契約書（又は請書）の写し

- 工事場所、工事期間、請負金額、契約日の記載のあるもの
- 申請時の申請者と業者との契約であること

3. 領収書の写し

- 施工業者が発行し業者印の押されたもの
- 宛名が申請者であるもの（宛名は姓・名ともに記載）

4. 写真

- 施工箇所全てが確認できる施工前、施工中、完了後の写真（施工前、施工中、完了後それぞれが比較できるように撮影したもの）
- 屋根工事の場合は、施工前・施工中・完了後ともに施工箇所全てを屋根上で撮影したもの
- 各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する

【ご注意】

完了後写真だけでは工事内容が確認できないため、必ず施工前・施工中・完了後の写真を提出してください。
撮り忘れのないようご注意ください

5. 住民票

- 転入又は転居後の世帯全員の住民票
- マイナンバーの記載がなく、実績報告時以前3か月以内に発行されたもの
- 公益的活用タイプの場合は不要

★次に該当する場合は追加書類が必要

ア. 交付申請時から工事金額が変更になった場合

- 見積書の写し
 - ・変更した工事内容が明細で確認できるもの
 - ・作成日の記載があり、業者印の押されたもの
 - ・工事内容が確認できる明細のついた請求書でも可
 - ・値引きによる金額変更のみの場合は不要

イ. 交付申請時に売買（賃貸借）契約締結同意書を提出した場合

- 売買又は賃貸借契約書等の写し

ウ. 障がい者世帯の場合

- 身体障害者手帳又は療育手帳の写し

エ. 公益的活用タイプの場合

- 建物の活用している状況がわかる写真

補助対象となる主な工事

浴室の改修	便所の改修	洗面所の改修
台所の改修	内装の改修	手すりの設置
出入口・窓の改修	断熱改修	屋根の改修
外壁の改修	耐震改修	躯体の補強
給排水・ガス管等の改修	下水道のつなぎ込み工事	電気配線等の改修
天井埋め込み型エアコンの設置（店舗部分を改修する場合のみ）		

補助対象とならない工事

カーテン・ブラインド等設置のみのもの	家具、家電製品等の購入や設置
シロアリ駆除	車庫・物置・カーポートの設置、改修工事
外構工事	住宅の取り壊しのみの工事
壁面の緑化、生垣造成工事等環境緑化工事	非居住用家屋（車庫、納屋）を居住用に改修する工事
※上記内容は補助対象外工事の一例です。	

その他の補助金

<p>その他補助金の例と問合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備等設置補助制度（環境政策課） ・木造住宅耐震改修工事費助成事業（都市開発課） ・克雪すまいづくり支援事業補助金（住宅施設課） <p>※同じ工事場所で二つ以上の補助金を併用することはできません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム支援事業と同時に国、県の補助金や市のその他の補助金を利用される場合は、見積書に各補助金の利用部分を明示してください。 ・補助金の対象工事費が他の補助金で重複する場合は、どちらか一方の補助金しか受けられません。
---	---

よくある質問

I 補助対象となる空き家について

Q 1	どのような空き家が補助対象となりますか。
A 1	居住用の建物として建築され、おおむね1か月以上継続して使用されていないものが対象となります。
Q 2	賃貸目的で建築された一戸建て住宅は補助対象となりますか。
A 2	補助対象となります。ただし、不動産事業者等が所有する空き家を賃貸する場合は、補助対象となりません。
Q 3	分譲マンションの空き室は補助対象となりますか。
A 3	補助対象となります。ただし、専有部分の改修工事に限ります。

Q 4	アパートの空き室は補助対象となりますか。
A 4	補助対象となりません。
Q 5	寮その他給与住宅（社宅等）、企業等所有の空き家は補助対象となりますか。
A 5	補助対象となりません。
Q 6	車庫又は納戸等を居住用にリフォームして居住したいが、補助対象となりますか。
A 6	補助対象となりません。居住用家屋として建築されたものが補助対象となります。
Q 7	賃借する空き家の1階をカフェにして営業したいが、補助対象となりますか。
A 7	改修に関して所有者の承諾が得られていれば対象となります。なお、事業を営む部分の改修も補助対象となります。ただし、用途変更の建築確認申請など事業を営むにあたっては、必要な各種許可等の取得見込みがあり、確実に事業が実施できるようにしたうえで申請してください。
Q 8	自分の親が所有者になっている空き家を購入しリフォームしたいが、補助対象となりますか。
A 8	契約の相手方が一親等以内の親族である場合は、補助対象となりません。
Q 9	空き家を賃借して居住を考えているが空き家の貸主（所有者）は過去に自宅のリフォームで住宅リフォーム補助金を受けていました。居住予定の住宅は過去にリフォーム補助金を受けていないが、貸主（所有者）でのリフォームは対象となりますか。
A 9	補助対象となりません。ただし、借主が貸主（所有者）の承諾を得たうえで、申請者となり空き家をリフォームする場合は補助対象となります。
Q 10	空き家を購入してリフォームしたいが、購入資金に住宅ローンを利用するため住民票を購入予定の空き家に移さなければなりません。実際の居住はリフォーム後となりますが、事前に住所を空き家に移す場合は補助対象となりますか。
A 10	購入においてローンの利用のために申請時点で空き家に住民票を移している必要がある場合は、事前に住宅施設課にご相談ください。
Q 11	昨年に空き家を購入する契約をしましたが、まだ居住していません。子育て世帯に該当するが、補助対象となりますか。
A 11	補助対象となりません。令和2年3月4日以降に空き家の売買の契約をし、交付決定後に居住するものが対象です。

II 施工業者について

Q 12	交付決定後に施工業者を変更することはできますか。
A 12	交付決定後の施工業者の変更は原則認めていません。やむを得ない事情が発生した場合は、住宅施設課にご相談ください。
Q 13	施工業者の代表者が所有する空き家を自社でリフォームし賃貸する場合は補助対象となりますか。
A 13	補助対象となりません。ただし、他社に発注し施工する場合は補助対象となります。従業員が所有する空き家を自社でリフォームする場合も補助対象となります。

Ⅲ 補助対象工事について

Q 1 4	諸経費は総工事費及び補助対象工事費に含めてよいですか。
A 1 4	諸経費も補助対象工事費に含めてください。
Q 1 5	補助対象のリフォーム工事に伴う既存部分の撤去費は補助対象となりますか。
A 1 5	補助対象工事のリフォームに伴い生じる撤去費は対象となります。ただし、撤去のみの工事は補助対象となりません。
Q 1 6	リフォーム工事にあわせて増築も行いたいですが、補助対象となりますか。
A 1 6	入居又は活用をするために必要となる工事であれば、増築も補助対象となります。
Q 1 7	空き家活用リフォーム補助金と併せて他の補助金を利用することはできますか。
A 1 7	それぞれの補助金の補助対象とする部分が重複しなければ利用することができます。他の補助金を利用する場合は、見積書に空き家活用リフォーム補助金の補助対象工事費部分とその他の補助金の補助対象工事費部分を明示してください。

Ⅳ 手続きについて

Q 1 8	空き家を購入し自分と配偶者の共有名義とする場合は、どちらを申請者にすればよいですか。
A 1 8	どちらでも申請者となることができます。ただし、交付申請時と実績報告時に提出する各種書類（見積書、契約書、領収書）の宛名等及び補助金の振込先口座の名義は申請者と同一となります。
Q 1 9	補助対象工事は完了しましたが、補助対象外工事が実績報告書の最終提出期限までに終わりません。補助対象工事のみで実績報告書の提出はできますか。
A 1 9	総工事費と補助対象工事費の金額が異なる場合は、総工事費に記載された金額の工事が完了し、全ての書類が揃わないと実績報告書は受理できません。
Q 2 0	長岡市外に住んでいますが、申請書等の提出を郵送で行うことはできますか。
A 2 0	できません。書類の提出は申請者本人でなくても結構です。交付申請時及び実績報告時ともに住宅施設課又はお近くの支所産業建設課（栃尾支所は建設課）に提出してください。
Q 2 1	工期が延長となり実績報告書の最終提出期限に間に合うかわかりません。補助金の対象となりますか。
A 2 1	実績報告書の最終提出期限は令和3年1月29日（金）となります。翌日以降は受け付けできません。実績報告書の提出ができない場合は、中止届出書の提出が必要となります。期限までに確実に全ての書類が揃った状態で提出してください。
Q 2 2	交付決定を受けましたが、やむを得ない事情によりリフォーム工事ができなくなりました。どのようにすればよいですか。
A 2 2	交付決定後にやむを得ず事情により中止する場合は、中止届出書の提出が必要となります。申請の際は工事内容をよく確認のうえ、事業を中止することがないようにしてください。

V その他

Q 2 3	当初申請時より工事内容が減り、補助対象工事費が減額となりました。補助金はどうなりますか。
A 2 3	補助対象工事費が減額になった場合は、補助金額が減額になる場合があります。ただし、交付決定後に工事内容が変更となり工事費が増額となった場合は、補助金額は増額できません。
Q 2 4	申請しようと思ったのですが、当初の申請期間を過ぎていました。まだ申請できますか。
A 2 4	予算に残額がある場合は、11月30日（月）まで先着順で受付けを行います。予算の残額は随時ホームページに掲載します。受付状況はホームページ又は住宅施設課に電話でお問合せください。

問合せ先

本庁	長岡市 都市整備部 住宅施設課 住宅政策係 所在地 長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト5階【下記位置図を参照】 TEL : 0258-39-2265 FAX : 0258-39-2293 E-mail : jutaku-shisetsu@city.nagaoka.lg.jp							
支所	中之島支所	産業建設課	TEL	0258-61-2012	和島支所	産業建設課	TEL	0258-74-3114
	越路支所	産業建設課	TEL	0258-92-5904	寺泊支所	産業建設課	TEL	0258-75-3105
	三島支所	産業建設課	TEL	0258-42-2249	栃尾支所	建設課	TEL	0258-52-5825
	山古志支所	産業建設課	TEL	0258-59-2344	与板支所	産業建設課	TEL	0258-72-3201
	小国支所	産業建設課	TEL	0258-95-5906	川口支所	産業建設課	TEL	0258-89-3113

※受付場所となる「まちなかキャンパス長岡」も同じ建物内の5階になります。
 ※車でご来場の際は長岡市役所提携駐車場をご利用ください。

